

No.809

商工神奈川

5

2025

商店街デジタルスタンプラリーを 開催しました

(神奈川県商店街振興組合連合会)

このイベント内容は8ページに掲載しています! ▶



Contents

〈巻頭〉令和6年度 組合設立状況	2
総会終了後の事務手続きについて	3
〈特集〉補助金のお知らせ	4
中央会トピックス	6
情報連絡員の声	9
組合Q&A	12
今月の逸品・編集後記・情報募集・PRひろば	13



令和6年度設立組合の概要

新たに9組合が設立されました!

I 概況

中小企業組合は、中小企業者が複数集まり、『相互扶助の精神』に基づいて共同で事業を行い、経営資源を互いに補完しながら課題解決を図ることで、中小企業者の経済的地位の向上を目的とする連携体です。また、組合は地縁団体的性格を有しており、地場産業の振興や地域のまちづくりの推進等においても寄与してきました。近年は情報化、グローバル化、消費者ニーズの多様化等経営環境が大きく変わり、中小企業組合の役割も多様化しつつあります。

令和6年度における神奈川県内の中小企業組合等の新規設立数は9組合で、組合の種類は全て「事業協同組合」となっています。

II 項目別設立状況

1. 設立組合数(各種組合の総数)

令和6年度の組合新規設立数は9組合であり、令和5年度(3組合設立)と増加しており、一昨年度(10組合設立)に迫る設立件数でした。

2. 業種別の組合数

業種別による組合数は、「異業種」5組合、「運送業」、「造園業」「建設業」「管工事業」がそれぞれ1組合ずつとなっています。

令和5年度は「建設業」での組合が目立ちましたが、本年度は「異業種」が大半を占める結果となりました。

3. 設立組合の地区

設立組合の地区は、複数都道府県が2組合、複数市区町村が4組合、単一市区町村が3組合となりました。

令和5年度に引き続き県域や市域をまたいだ広域の設立が大半を締める結果となりました。

4. 設立組合の規模

設立組合の組合員数は、5人以下の少人数で組織する組合が8組合、20名を超える組合が1組合となっており、例年通り少人数での設立割合が多くなりましたが、比較的規模の大きな組合も設立されました。

令和6年度設立組合一覧

組合名	成立年月日	業種	地区
横浜国際交流協同組合	令和6年4月5日	異業種	横浜市
ワールド陸協同組合	令和6年10月29日	異業種	横浜市
事業協同組合ビルズ	令和6年9月27日	軽貨物運送業	相模原市
Be The One協同組合	令和6年11月5日	管工事業	山形県、東京都、神奈川県
未来経営研究協同組合	令和6年12月10日	異業種	横浜市、川崎市、藤沢市
GDC事業協同組合	令和7年2月10日	異業種	横須賀市、大和市
Unity6事業協同組合	令和7年3月6日	異業種	横浜市、秦野市
アジア建設交流協同組合	令和7年2月28日	建設業	神奈川県、東京都
Forestar協同組合	令和7年3月21日	造園業	川崎市、横浜市

新設組合のよこがお

ワールド陸協同組合

フレッシュな仲間をご紹介します。

New!!

住所 | 横浜市港北区師岡町598番地
代表者名 | 中山 修
成立年月日 | 令和6年10月29日
加入資格 | (1) 一般貨物自動車運送業、一般土木建築工事業、とび・土木・コンクリート工事業、産業廃棄物処理業を行う事業者であること
 (2) 組合の地区内に事業場を有すること
出資金額 | 5,000,000円
事業 | 共同清算事業、共同購買事業、教育情報提供事業、福利厚生事業

組合の概要

現代の社会は人口問題、環境問題、政治的な変動等、国際情勢の変化も含めて、急激な変化にさらされています。産業界の環境変化も例外ではありません。輸入コストの高騰による物価高、その影響による原材料費の値上げ、2024年問題による時間外労働の960時間上限規制、労働者の高齢化による人手不足等、様々な問題が山積して企業活動もその変化に対応を迫られています。

このような産業界の厳しい現状を鑑みて、私たち中小・小規模事業者の一部である零細企業が業種に拘り、狭い範囲で業務改善、経営努力を行うだけでは、このような社会の大変化に対応して、中小・小規模事業者が生き残っていくのは極めて困難と判断しました。

その為、業種業態の垣根を越えて、より緊密に結束して現状の問題に対処していこうと決心しました。まず消耗コストである燃料費の高騰を抑える策として、大量仕入れて燃料費の軽減を計ること。流通コストである高速道路使用料金の軽減を計ること。流通消耗部材の大量発注で経費節減等を進めること。このような企業間の業務連携をすることによって、各社経営の健全性を保ち、相互にリスク管理も強化できると考えました。ひいては地域社会の産業への影響力や求心力ともなり、更に企業間のネットワークの推進で情報力も強化できると考えています。

持続可能な社会で、持続可能な中小・小規模事業者であることが地域社会の貢献に繋がり、明るい未来の展望にも寄与できると確信しています。このような決意の下、中小企業者の相互扶助組織である事業協同組合を設立して更に活用すべく、決意いたしました。

総会終了後の事務手続きについて

総会終了後、所管行政庁への届出など各種事務手続きが発生します。主な事務手続きを一覧にまとめましたので、ご参照下さい。

～総会終了後の主な事務処理～

- ◆決算関係書類の行政庁への提出：通常総会終了後2週間以内に、通常総会の議事録を添えて提出
- ◆役員変更届書の行政庁への届出：役員の変更があった場合には、その変更の日から2週間以内に所管行政庁に届出
- ◆税務申告及び納税：事業年度終了後2カ月以内に、通常総会で確定した決算に基づいて申告及び納税
- ◆代表理事の変更登記：代表理事の変更があった場合には、就任した日から2週間以内に法務局に変更登記申請をする。(同じ人が再選されても、変更登記は必要)*
- ◆定款変更の認可申請及び登記：通常総会で定款変更をした場合には、速やかに所管行政庁に定款変更の認可申請をし、認可を受ける。(変更が登記記載事項の場合には、変更登記が必要)

*代表理事は就任したときに変更登記する責任と、任期が終わるときに後任を選ぶ責任が発生します。前者をしなかった場合は「登記懈怠」、後者をしなかった場合は「選任懈怠」として過料の対象となる可能性があります。

◎所管行政庁への届出

項目	提出先及び部数
① 国の各省・各局所管組合	○各省・各局へ1部
② 神奈川県所管組合	○県産業労働局 中小企業部 中小企業支援課 団体指導グループへ1部
③ 市町村所管組合	○主たる事務所を管轄する商工担当課へ1部

※なお、決算関係書類及び役員変更届出については、1部ずつ余分に提出し、受付印を受けて組合控として保管することを推奨いたします。
※令和6年12月28日より一部の省庁から神奈川県へ組合所管権限が委譲されています。決算関係書類の提出先にはご注意ください。
対象の省庁：警察庁(国家公安委員会)、金融庁(財務局、福岡財務支局)、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び環境省(地方環境事務所)

◎定款変更の認可申請先(総会の議決後遅滞なく)

項目	提出先及び部数
① 国の各省・各局所管組合	○各省・各局へ2部
② 神奈川県所管組合	○県産業労働局 中小企業部 中小企業支援課 団体指導グループへ2部
③ 市町村所管組合	○主たる事務所を管轄する商工担当課へ2部

◎変更登記

I 定款変更を伴わない場合

登記の種類及び主な添付書類	登記期間
① 代表理事の変更 ・総会議事録 ・理事会議事録	変更のあった日から2週間以内
② 出資金の変更 ・出資の総口数及び払込済出資総額の変更を証する監事の証明書	当該事業年度終了の日から4週間以内又は変更のあった日から2週間以内
③ 事務所所在地の変更 ・理事会議事録	移転の日から2週間以内

II 定款変更を伴う場合

登記の種類及び主な添付書類	登記期間
① 名称、地区又は事業の変更 ・定款変更認可書 ・総会議事録	定款変更認可書到達の日から2週間以内
② 事務所所在地の変更 ・定款変更認可書 ・総会議事録 ・理事会議事録	移転の日から2週間以内

☆お願い:定款変更認可申請書、決算関係書類提出書、役員変更届書は、中央会にも1部ご提出いただければ幸いです。

補助金のお知らせ

神奈川県小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金のご案内

小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金は、人手不足や生産性向上を目指す小規模事業者の経費を補助し、業務の効率化を支援する補助金です。

制度概要

- 人手不足の解消や業務効率化に資するシステム導入等を補助します
例) セルフオーダーシステムを導入し、ホール業務の効率化を図る事業
顧客管理システムを導入し、営業業務を効率化する事業

補助対象者

神奈川県内に事業所を有する「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)」第2条に規定する小規模事業者及び「特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)」第2条第2項に定める特定非営利活動法人。なお、補助の対象となる事業を神奈川県内の事業所で実施する必要があります。

補助対象経費

- (1) ITサービス導入費：各種システムやクラウドサービス利用費や開発費等
- (2) HP作成改修費：事業に必要なHPの作成や更新に要する費用等
- (3) 機械装置等費：(1)(2)を導入するために必要な機械装置購入費用等

特徴

- 事前相談が必要です
申請に際しては、事前に相談機関による事前相談を受け、課題解決に最適なデジタル化対象業務を明確にする必要があります。
神奈川県中小企業団体中央会も事前相談機関に登録されていますのでお気軽にお問合せ下さい。
- 専門家派遣が無料で受けられます
補助金の交付決定を受けた事業者は、事業の目的達成のため3回まで無料で(公財)神奈川産業振興センターが行う専門家派遣を受けることができます。

公募期間

令和7年4月2日(水)～9月30日(火) 17:00まで

お問合せ

記事執筆時点での情報を掲載しておりますので、申請に当たっては必ず公募要領をご確認下さい。
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/shokibo_digital/r7.html#sukejuru_kikan



補助金についてのお問合せ先

小規模デジタル補助金班 電話:070-1187-0348、070-1187-0382、070-1187-0435

事前相談についてのお問合せ

神奈川県中小企業団体中央会 組合支援第2部 電話:045-633-5132

入札・補助金等情報提供サービス「シレール」のご案内

日本全国の官公庁・自治体・団体等から公募される入札情報、補助金・助成金情報、自治体から企業への募集情報などの大量の情報を、AIを用いて正確に分類、あるいは要約し、企業特性に適合した情報を抽出・通知する新サービス(サービス名:bJAMP「シレール」)が2025年4月1日より提供開始されています。

全国の官公庁や自治体、外郭団体からの補助金情報だけでなく、工事や物品サービス提供の入札情報等が簡単に素早く検索できるシステムです。

お得な入会キャンペーンもございますのでご興味のある方はbJAMP公式サイトよりご確認下さい。

bJAMPサービスサイト: <https://www.bjamp.jp/>

お問合せ先

時事通信ビジネスサポート株式会社 メールアドレス:customer-jbs@grp.jiji.co.jp 電話:03-3524-6711

「IT導入補助金2025」のご案内

- IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、デジタル化やDX等に向けたITツール(ソフトウェア、サービス等)の導入を支援する補助金です。
- 2025事業での主な変更点は以下の通りです。
 - 最低賃金上げへの対応促進に向けて最低賃金近傍の事業者の補助率を増加。
 - IT活用の定着を促す導入後の「活用支援」の対象化やセキュリティ対策支援を強化。

申請枠の概要

- 通常枠：ITツールを導入して業務の効率化やDXを推進したい
- 複数社連携IT導入枠：商店街など、複数の中小・小規模事業者で連携してITツール等を導入したい
- インボイス枠 インボイス対応類型：ITツール等を導入して、インボイス制度に対応したい
- インボイス枠 電子取引類型：ITツールを受注者に共有し、取引先のインボイス対応を促したい
- セキュリティ対策推進枠：サイバーセキュリティ対策を進めたい

補助対象者

中小企業(製造業、建設業、運輸業、卸売業、サービス業(ソフトウェア業又は情報処理サービス業、旅館業を除く)小売業、ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工場用ベルト製造業を除く)、ソフトウェア業又は情報処理サービス業、旅館業、その他業種(上記以外)等)、小規模事業者等

補助対象経費

ソフトウェア購入費、クラウド利用料、導入関連費、ハードウェア購入費、サービス利用料が対象

補助金の上限額・下限額・補助率

	通常枠		セキュリティ対策推進枠
補助対象経費区分	ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費(保守運用やマニュアル作成等のサポート費用に加えて、IT活用の定着を促す導入後の「活用支援」も対象化)		サービス利用料(最大2年分)
機能要件	1プロセス以上	4プロセス以上	独立行政法人情報処理推進機構が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているいずれかのサービス
補助率	1/2以内 最低賃金近傍の事業者:2/3(3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員の30%以上であることを示した事業者)		1/2以内 小規模事業者:2/3
上限額・下限額	5万円~150万円未満	150万円~450万円以下	5万円~150万円

	インボイス枠(インボイス対応類型)		インボイス枠(電子取引類型)		複数社連携IT導入枠
補助対象経費区分	ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、ハードウェア関連費、導入関連費		クラウド利用料(最大2年分)ただし、契約する受注側のアカウント総数のうち、取引先である中小企業・小規模事業者等に供与するアカウント数の割合を乗じた額が補助対象経費とする		ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費
機能要件	会計・受発注・決済のうち1機能以上	会計・受発注・決済のうち2機能以上	左記ITツールの使用に資するもの	インボイス制度に対応した受発注の機能を有しているものであり、かつ取引関係における発注側の事業者としてITツールを導入する者が、当該取引関係における受注側の事業者に対してアカウントを無償で発行し、利用させることのできる機能を有するもの	(1)インボイス対応類型の対象経費 ⇒左記と同様
補助率	3/4以内 ※小規模事業者は4/5	2/3以内	1/2以内	中小企業・小規模事業者等:2/3以内 その他の事業者等:1/2以内	(2)上記(1)以外の経費 ⇒補助上限額は50万円×グループ構成員数、補助率は2/3以内((1)+(2)の補助上限額は3,000万円)
上限額・下限額	ITツール (下限なし)~350万円		PC・タブレット等 ~10万円	レジ・券売機 ~20万円	(3)事務費・専門家費 ⇒補助率は2/3以内、補助上限額は((1)+(2))×10%に補助率2/3を乗じた額若しくは200万円のいずれか低い方
	内、~50万円部分	内、50万円超~350万円部分			

事業スケジュール(予定)

各申請枠 第3次締切分 7月18日(金)

※複数社連携IT導入枠については記事執筆時時点(4/1)では1次締切以降のスケジュールは発表されていません。今後追加発表される可能性がありますのでHPを随時ご確認下さい。

<https://it-shien.smrj.go.jp/>

補助金の詳細については
ホームページにてご確認ください



【HP】

お問合せ先

サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター 受付時間 9:30~17:30(土・日・祝日を除く)
TEL: 0570-666-376 IP電話等からのTELの場合: 050-3133-3272

神奈川県中小企業団体中央会 組合情報化推進研修事業

ITスキルアップ研修会 かながわデジタルカレッジ のお知らせ!

～ご好評につき、最新講座を取り入れパワーアップしました!～

今年度も、Wordや Excel等の Officeや Googleアプリの使い方を学べる“ITスキルアップ研修会”と最新のデジタルツールを実際に体験しながら学ぶことができる“かながわデジタルカレッジ”を開催します！組合や企業等の IT人材の育成やスキルアップの機会にぜひ本講座をご活用ください。なお、各講座に関する詳しいご案内は、随時メールやFAX、本会 HPにて行う予定ですので、併せてご覧ください。

参加者の声

- ・業務にすぐに活かせる内容で、基礎が理解できて大変参考になりました。
- ・仕事に活かせることが多かったのでまた参加したいです。
- ・実際の操作画面を見ながら理解を深めることができました。

【令和7年度 年間カリキュラム】

研修内容	日程
ITスキルアップ研修会 ～基本ソフトOffice、メールの活用、Googleアプリ活用～	
メール業務を10倍楽にするテクニックが学べる ビジネスメール基礎・活用講座	6月18日(水)
ビジネスに使える基礎をマスター Word・Excel基礎講座	7月3日(木)
時短作業のために絶対身につけるべき関数を学ぶ Excelビジネス関数活用講座Ⅰ	7月23日(水)
スケジュール管理や集計業務を簡単に! Googleアプリ活用入門講座(スケジュール・フォーム・ファイル共有・AI機能)	9月26日(金)
集計業務やデータ加工が劇的に変わる 大量データを効率よく処理するテクニックExcel業務活用講座 ※ご好評のため本年度は同内容の講座を2回開催します。	令和8年 2月17日(火) 2月18日(水)
かながわデジタルカレッジ ～アプリケーションの活用～	
AIツールで仕事の効率を上げてビジネスに活かす ChatGPT基礎講座	8月5日(火)
スマホでお金を掛けずにおしゃれなチラシが作成できる Canva(キャンバ)ビジネス活用セミナー	9月4日(木)
映像制作のプロが教える! スマホ一台で人に伝わるショート動画の作りかた講座 NEW!	10月22日(水)
求人広告に頼らない! Instagram×ショート動画で企業PR講座 NEW!	11月19日(水)
Googleビジネスプロフィール&HP作成(仮) NEW!	12月 予定

※研修の内容や講座の実施等につきましては予告なく変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。

【研修会開催に関するお問合せ】

本会 組合支援第1部 TEL: 045-633-5132

～ともにカスタマーハラスメントのない神奈川を実現します～

「STOP!カスハラ!! かながわ宣言」を行います!

神奈川県では、カスタマーハラスメントは「やってはいけないこと」という機運を醸成し、すべての人が自らの行動を再確認して、「いのち輝く」社会が実現できるよう、政労使8団体共同で「STOP!カスハラ!!かながわ宣言」を行います。本会もこの宣言に賛同しカスタマーハラスメントの防止に努めてまいります。

宣言の内容

- (1)カスタマーハラスメントをしない・させない
- (2)互いの立場の尊重
- (3)安心・安全に働くことができる環境づくり



詳細は神奈川県HPをご参照下さい。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/prs/r8335396.html>



組合あんてな



CHI2025の歓迎レセプションに参加しました (神奈川県畳工業組合)

2025年4月26日から5月1日にかけてパシフィコ横浜で開催された国際会議「The ACM CHI Conference on Human Factors in Computing Systems (CHI) 2025」にて神奈川県畳工業組合が畳文化を紹介するワークショップを開催しました。

CHI2025とは人とコンピューターの間で生まれる“相互作用”を対象とした研究分野を代表する国際会議で、研究所や企業に所属する多くの研究者が国内外から参加し、学会の研究発表や研究成果の展示等で会場は大いに盛り上がっていました。

4月28日には、CHI2025の歓迎レセプションが行われ、習字パフォーマンスや禅体験等、日本文化を紹介する催しが行われました。この一環として、神奈川県畳工業組合が提供する畳コースターや畳ストラップ作りを通じて実際の畳に触れることができるワークショップが行われ、海外からの参加者から大変好評で日本の伝統的な畳文化をアピールする場となりました。



展示の様子



ワークショップの様子

～たくさんのご参加ありがとうございました～

商店街デジタルスタンプラリーを開催しました

神奈川県商店街振興組合連合会では2月14日(金)～3月16日(日)の期間にかけて、県内8つの商店街を巡るデジタルスタンプラリーを実施しました。本事業は、地域の枠を超えた商店街の連携により、身近な「神奈川の商店街」を巡りながら地域の魅力を再発見することを目的として開催されました。

参加方法は各商店街に設置されている2次元コードをスマートフォンで読み取るというシンプルなもの、誰でも気軽に商店街を訪れ、スタンプラリーに参加できる仕組みとなっていました。また、商店街を巡りスタンプを集めると各商店街の名産品や組合員店舗の商品が当たるプレゼントキャンペーンを行いました。

さらに3月15日(土)から16日(日)にかけて湯渡し100実行委員会(モトスミ・プレーメン通り商店街振興組合・湯河原駅前通り明店街)主催の「湯渡し100」(商工神奈川4月号でご紹介しました!)という100kmウォーキングイベントと連携し、イベントコース内にスタンプラリー参加商店街を組み込み、ウォーキングとスタンプラリーどちらも楽しめるイベントとなりました。

期間中、スタンプラリーには10代～70代の幅広い世代の方々が約600名参加し、スタンプラリーをきっかけに初めて商店街を訪れる人も多く、中には、県内8商店街すべてのスタンプを集めた参加者もいました。参加者からは「色々な商店街に行くきっかけになり、面白かった」「普段訪れない商店街に行く機会になって楽しい」「次回も開催してほしい」などの声が寄せられました。

デジタルスタンプラリーに多数ご参加いただきありがとうございました。連合会ではデジタルスタンプラリーをはじめ商店街PR動画など様々な企画を実施しております。また各商店街も多種多様なイベントを実施しておりますので、みなさま商店街に足を運んでみてはいかがでしょうか。



スタンプラリー参加者の様子

デジタルスタンプラリー実施商店街

- ①モトスミ・プレーメン通り商店街振興組合(川崎市)
- ②モトスミ・オズ通り商店街振興組合(川崎市)
- ③たちばな通商店街振興組合(川崎市)
- ④京急久里浜駅前商店街振興組合(横須賀市)
- ⑤衣笠商店街振興組合(横須賀市)
- ⑥鎌倉由比ガ浜商店街振興組合(鎌倉市)
- ⑦湘南スターモール商店街振興組合(平塚市)
- ⑧厚木なかちょう大通り商店街振興組合(厚木市)



参加店舗の様子

商店街PR動画

<https://www.kenshinren-kanagawa.com/shoppingstreetpr/>

(企画・協力)有限会社日本電波制作社



イベントに関するお問合せ

神奈川県商店街振興組合連合会
〒231-0015 横浜市中区尾上町5丁目80番地 神奈川中小企業センター9階
神奈川県中小企業団体中央会 内
電話:045-633-5134

製造業

食料品

パン 年度が替わり補助等がなくなったりしてガソリンや光熱費等に影響が出てくると状況が悪くなってしまう懸念がある。トランプ関税の影響で景気が悪くなる点も気がかり。

酒造 令和7年2月の清酒課税移出数量の特定名称酒は対前年比98.73%と下回った。内訳は吟醸酒83.94%、純米吟醸94.20%、純米酒111.57%、本醸酒147.24%となった。特定名称酒以外の普通酒は対前年比81.92%と下回り、合計で対前年比98.75%と前年を下回る結果となった。

ひもの 組合員の経営規模により状況にバラツキが出てきています。全体的には、相変わらずの原料魚の価格上昇による販売価格への更なる転化もやむを得ない状況です。観光需要はあるものの、アウトレット品などのお買い得商品を中心とした傾向にあるようです。量販店での販売は、順調との声も出ていますが生産コストが高止まり状況なので値上げ交渉等避けられない状況にあります。また、米価上昇の影響から食生活の変化（和から洋への）も懸念しています。

木材・木製品

家具 どの規模の企業においても経営上の問題点には、原材料価格の上昇とともに従業員の確保、熟練技能者の確保、人件費増加が共通の悩みである。しばらく落ち着いた感があった輸入木材の在庫が急減、ウッドショックの再来かと懸念が出てきている。一方トランプショックで、輸入木材の輸入には好影響との見方もある。しかし、経済全般が後退し販売面の悪影響が最も懸念される。そうはいつても、経営者の表情は、自信が窺われ、挑戦する気概が伝わってくる。

印刷

製本 全体の仕事量は前年と同じか多少減少しているが、廃業した同業者が多く製本加工の受け皿が縮小しているため残った企業の仕事量は増加傾向にある。但し、製造コストは継続的に上昇しており採算性は悪化している。製造コストに見合った金額にする必要が急務である。

印刷 紙・板紙の国内出荷は前年同月比3.4%減、2ヶ月ぶりのマイナス。グラフィック用紙は4.6%減、4ヶ月連続のマイナス。パッケージング用紙は3.3%減、2ヶ月ぶりのマイナス。主要品種は塗工紙、白板紙を除きマイナス。紙・板紙の在庫は前月比1万9千トン増、2ヶ月連続の増加。グラフィック用紙は2千トン減、2ヶ月連続の減少。パッケージング用紙は2万トン増、2ヶ月連続の増加。衛生用紙は1千トン増、2ヶ月連続の増加。グラフィック用紙では、新聞用紙は増加。印刷・情報用紙が減少。パッケージング用紙では、段ボール原紙を中心に、包装用紙、白板紙も増加。

化学

石油製品 組合員から「半導体市況の先行き不透明感が長期化している。」という情報が寄せられた。

窯業・土石製品

砕石 生コンクリートの出荷は、地域差があるものの、全体的に骨材の出荷は、前年同月比で減少している。

鉄鋼

工業塗装 当社の主力取引分野の防衛産業は引き続き好調である。

工業団地（相模原市）

3月の共同受電使用量は、前月比-2.3%となった。（前年同月比-2.3%）エンジン認証不正のH自動車の業績回復は7年上期も見込めない状況。納品しても受け取ってもらえず持ち帰るケースも出ている。このため、自社の在庫が増えないよう生産調整しているが収益面で厳しい状況。下期の回復を見込むも、アメリカの関税引き上げの影響がどの程度及ぶのか注視している。

金属

工業団地（相模原市）

大型自動車業界、特にトラックバスの動向が良くない。

工業団地（伊勢原市）

価格は若干高めだが部材・物流・エネルギー等の高騰や人件費上昇を補填できるまで至っていない。新たな事業展開を行うにも人材不足で厳しい対応を強いられている。

金属製品 思うような賃上げが難しい。自動化を推進して人員の削減を検討している企業があるが、設備投資を行っただけの費用対効果があるのか不安と設備投資に必要な資金も心配。新卒採用もここ数年採用できず、従業員の高齢化も進んでいる。米国の関税で日本の中小企業は生き残れるだろうか？

その他の製造業

工業中心の複合業種（川崎市）

各社各々差はあるものの、受注は徐々に出てきているようだが、材料費、燃料費の高騰により利益は減となっている。4月からのトランプ大統領の関税により世界がどう動いていくのかが心配である。ますます先行きは不透明。

工業中心の複合業種（厚木市）

業界により売上高・収益に格差が顕著であり、好不調が二分化する傾向にある。中国経済の失速、トランプ大統領の施策転換が今後どう影響してくるか不透明な部分がある。コロナ禍以後の景気回復への期待感とのギャップが大きい。原材料等の高騰を理由に価格転嫁が進んでいるが、賃金上昇分までは結びつけられない。デフレ体質からの脱却が進まない。

神奈川県景況天気図／全国の調査結果はこちら

神奈川県の
景況天気図は
こちら



毎月 25 日ごろまでに
前月分を更新します。

全国の
景況情報は
こちら



【3月分】



【過去分】

菓子卸 売上に関しては、2月同様まあまあだったようです。増加する経費を輸送効率の改善でどのようにカバーするかということが話題に多く上ります。

卸回地 売上については、前年同月比で増加となったが、新型コロナ禍以前（5年前）と比較した場合、依然減収している状況。（一部の企業では、5年前対比増収となっている。）取扱商品・販売ターゲットによって、業績格差が顕著に表れている。アフターコロナによる世界的な需要増とロシアのウクライナ軍事侵攻等による原油高、半導体不足、小麦不足等による仕入価格上昇、物流経費増加、更には最低賃金引き上げもあって変動費が上昇し、収益悪化が表れている。現時点では、材料等仕入れ価格の上昇、物流経費増加分を販売価格に一部転嫁実現できた企業もあるが、依然、中小企業の大半が転嫁することが、厳しい状況。（売先により格差がある）更に政策金利引き上げによる、借入利息の負担も懸念される状況にある。物価高等の変動費上昇分を売上転嫁できるか否か、特に中小企業の事業継続の鍵を握るものと思慮。

リサイクル（横浜市）

【新聞古紙】

韓国メーカー、状況変化なし。しかしながら、直近単価\$223-225では、商社の仕入れが極端に難しくなっていることから、海外メーカー側も底値と判断している模様。アロケーションの削減を続けるか、もしくは、値ごろ感から買い姿勢に転じるか、状況変化を注視している。

【雑誌古紙】

インドネシア勢の積極的な買い姿勢、マレーシアの弱含みが継続。

【段古紙】

国内メーカーの枠調整にも関わらず、輸出玉に余剰感がない状態が続く、かつ、3月単価 \$160-162では、十分な数量確保がままならない状況が発生。3月中旬以降、数量確保を目的とした商社見積りが上昇しはじめる。同時に、欧州古紙が大幅上昇、オファー単価は足元\$180-190。現時点では、仕入の上昇に売価の上昇が追いついていない状況。

リサイクル（大和市） 古紙市況は、国内における古紙の需要の低下が続いている。生産量の減少が古紙の消費にもマイナスの影響を与えており、新聞用紙は前年同月比約10%減、段ボール原紙は約3%生産が減少している。海外市場に関しては、アジア向けが仕向け先国での需要の後退、円高ドル安から弱気となっているが、米国向けが上昇傾向にあり、注目されている。鉄スクラップ市況は、3月末についてみると、海外市場が上昇基調となっていることから、強気ムードとなっており、国内においては、メーカーの生産減少はマイナス材料となっているが、アジア向けの輸出の引き合いが活発化しており、上昇局面となっている。アルミ市況は、トランプ米政権による自動車輸入追加関税25%が4月2日から日本にも適用されることが決定的となり、今後自動車向けの素材需要の減速が注視される。

菓子 業界にとって3月はお彼岸、お節句等で多忙でした。

酒販 商品券の販売については、4/1のビール類値上げによる新券への切替えの為、卸先にて在庫圧縮を行う事から前年を大幅に下回り8割減。ただし4月は大幅増加の見込み。使用済商品券の回収は前年を2割程度上回り、累計前年を上回っている。年末での使用分が、遅れて今月も回収された為、使用された枚数が多かったと思われる。収益状況は、通年の商品券販売数が減少しており悪化しているが、それは見込み通りであり、年度の収益は計画通りとなる予定である。

花・植木小売業 売上は彼岸、卒業、年度末の退職、転勤等で花の売上は上がったが品物が少なく高騰したため利益は減った。

電化製品 3月末に決算期を迎えた地域家電店の業績予測は「売上は微減」「粗利益額は横ばい」「税引前純利益は減少」といった声が多く聞かれます。粗利益「率」はやや上昇したが、粗利益「額」は横ばいで、上昇した人件費・光熱費をカバーできずの結果でした。主力家電4商品のうち、貢献しているのは「エアコン」のみで「冷蔵庫」「洗濯機」は苦戦している。年金生活者の構成比が高い、地域家電店の顧客は「節約」に迫られ購買意欲は減退状態が続いているが、昨今のテレビ視聴時間が減少の「テレビ離れ」の中、60歳代以降は1日のテレビ視聴時間が圧倒的に長いので、テレビの高画質・高インチ化への買い替えに期待したい。

青果（小田原市） 3月も2月に引き続き冬の寒さでおいしくなる白菜、大根、根深ネギの価格が高値を記録したため、需要がにぶり、果物もみかんが不作で品薄のため、早々と姿を消した。令和6年度は、夏の猛暑、冬の大寒波・水不足のため、青果類の仕入れも高値で推移したため、小売業には厳しい1年であった。

青果（横須賀市） 3月に入っても上旬は低温干ばつの影響で、青果物の入荷量が減少し、相場は依然高値が続いた。中旬以降、気温の上昇とともに大型野菜中心に相場は徐々に安定してはきたが、まだ例年より高値であり、業務用、一般消費需要も低迷し、零細小売業者には、厳しい経営を強いられた展開であった。当組合も、決算期を迎え、取扱高は何とか例年並みの水準を保てたが、組合員の廃業、倒産による組合員の減少に悩まされている状況である。

鮮魚 冷凍品の値上げが目立つ。

燃料 石油元売り会社は、3月27日以降分の石油製品仕切り価格は、政府補助を含めた実質ベースで、前週比全油種が30銭/Lの上昇となった。実質仕切りの上昇は、2月6日改定分以来8週連続で、この間の累計は5円20銭に達している状況。元売り算定ベースの仕切り価格は、いずれも2円の上昇である。当週は、原油価格・為替レートの双方がコスト上昇要因となり、1月23日以来9週ぶりの値上げ改定となっている状況である。同様に政府補助金も9週ぶりに拡大しており、前週より1円70銭多い、3円80銭が補助されている状況である。また、需要減等により、前年対比では売り上げの落ち込み、さらに過当競争は継続されており、資金繰りにも大きな影響をもたらしている状況であります。神奈川県のカンガソリン平均価格は3月26日現在で182.0円であります。

共同店舗 集客が減っている。

タイヤ販売 神奈川では暖冬のせいか、冬タイヤから夏タイヤへの交換時期が例年よりも早まっている。タイヤの原料の高騰により、各メーカーが4月から6月にかけて値上げを発表した。関税の影響も今後出てくるのが予想されることから、今回のみならず近いうちにまた値上げがおこなわれるかもしれない。値上げが発表されると駆け込み需要が増える一方で、値上げ後の買い渋りが発生することが不安材料である。

商店街（藤沢市） 全体の半数店舗が、前年売上を超えている。衣替えの季節の衣料・クリーニング店舗では、前年売上を大きく超えている。飲食店舗では、値上げをして、客数の前年割れはあるものの、売上は好調を維持している。お米を取り扱っている店舗では、農家と年間契約し、安く仕入れることで、競合店より安く販売し、売上を伸ばしている。生鮮食品店舗は、近隣の大手スーパーとの価格競争で、厳しい環境が続いている。

商店街（川崎市） 3月は卒業シーズンと毎年決まった行事が行われる日々ですが、今年は、気温の上下動が激しく、野菜の値段に跳ね返り、更なる物価の値上がりや、昨年から続いているすべての商品に波及している状況です。メディア等で騒がれているインバウンド消費についてですが、当商店街は、観光地ではないのでインバウンドへの対応をしても無駄な状況で、今後、若手の後継者がどう対応をするかに掛かってくると思われます。

商店街（横浜市） とにかく働く人が来ない→給料がアップする、資材費、運搬費等も上昇しているが、中小企業は販売値を上げにくい、客離れが心配で値上がりが大幅にできない状況です。賃金アップだけをマスコミが取り上げてますが、収入が見込めないと非常に苦しい立場です。子育て支援だけでなく、中小企業の支援もぜひお願いいたします。

温泉旅館・ホテル 欧米からの来客が高単価で連泊が多く好調であった。数回あった降雪もキャンセルはほとんどなく、国内客も学生の卒業旅行や春休みのグループが多かった。タクシーの手配が困難で宿に対しての苦情になっているが、どうすることもできず、困惑している状況が見られた。

建物 人材確保

建設設計 建設業界では、施工単価の高騰が継続している。施工主は景気の動向を睨みながら施工を検討している。横浜市は、木造住宅の耐震化を促進している。対象は、新耐震から現状基準までに竣工した住宅が約1万戸想定され、補助制度を設けて耐震化を進めていく予定である。その他、小規模な改修計画は随時、公表されている。

ファイナンシャルプランナー 当組合の決算作業中であるが、概ね黒字になる予想である。来年度は役員が交代する時期であり、心機一転、新しい施策を企画する作業に入っている。

柔道整復師 1・2月施術分療養費総請求金額の対前年同月比は令和6年12月の90.7%という結果に終わった。3月11日付の朝日新聞朝刊によれば、基本給が3.1%増でも物価高で実質賃金は1.8%減少していることが、10日に厚生労働省の毎月労働統計調査（速報）により1月分の速報として発表されたと報じられた。物価上昇に賃金上昇が追いついていない状況がわかったが、我が業界ではその総収入が対前年比で連続して悪化し続けている。社会保障費の枠組みで営みをしている業界の一つである柔道整復師業界にとっては、大変厳しい状況にあると言わざるを得ない。医療、介護、療術など国家資格を持つ業界は、そのようなことから、競争過多になっている部分もあるが、過激な広告で患者を誘導するところも多々できた。ここが問題で、多くの過激な広告をしているところで実際の施術がお粗末であれば、業界全てがそうだという印象を少なからず与えている可能性がある。このようなことから、広告規制に関する問題が各柔道整復師、鍼灸師、圧マッサージ師の団体からも厚労省に対して提起されていたが、令和7年2月18日に厚労省がやっと、あはき・柔整広告ガイドラインを発表し、不正広告に対する指導を行うということが記載された。しかしながらこのガイドライン、罰則規定がないため実際にどれほどの効果があるか疑問である。他国では、医師などもデモ行進を行うなどしているが、日本において、賃金交渉は業界のトップと行われるが、最終的に財務省によって総枠が決められているので、現状の民間の会社の賃上げとは程遠いベースアップとなっている。

自動車整備 年度末で売上げ上昇傾向にある。団体交渉も4月に向けて大詰めを迎え、良い雰囲気となっている。

管工事 ゼロ負債など、公共工事の年度前発注が増え、受注状況は向上である。業界全体では、マンション・一戸建ては減少傾向だが、リフォーム・リニューアル工事が増えているとのことで、こちらの需要にも期待したい。資材関係についても、価格の高騰は懸念されるものの、売り上げについては伸びてきているようで、今後の工事受注の増に期待が持てる。

空調設備工事 今は、仕事量もあるが、夏以降は落ち着いてくると思われる。秋くらいから動きだす現場も増えてくると思う。

畳工事 3月の畳資材展示会も、組合員各位の協力により売り上げは多少伸びたが、在庫を持っていない状況が続いている。諸物価高騰により畳まで回ってこない。一般のお客様の仕事は少ない。4月は桜も咲き、気候も良くなり、仕事が出ることに期待。4月末にパシフィコ横浜で行われる国際会議 CHI2025の懇親会に当組合より和物の体験ブースを予定出展する。

建具 1年前に見積もった物件が契約となったが、その間の価格の高騰による差額交渉に大変苦慮している。

道路貨物 3月に入っても荷量が増えず、2月を下回る日が続いているためか運賃UPが出来ず、スポット運賃は平ボディー車やユニック車等を除き、荷主から提示される運賃は昨年並みに留まっている。長距離については往路運賃ではなく、標準的運賃の5~6割程度の返路運賃での要望が多いため、料金が折り合わず、輸送調整が困難な状況が続いている。引越及び建材関連は例年並みであるが、その他の一般貨物はメーカーが在庫を持たなくなった影響が減っており、大型箱車の需要が大幅に減っている。燃料価格の高騰が続いており、2024年問題による運転手不足（給料が上げられない）の影響も大きく、3月末で事業を廃止する予定の事業者も多くなってきた。

道路貨物（横浜市）

輸送量 前年同月比
地場（近距離）輸送 △3.0% 長距離輸送 △5.0%
海上コンテナ輸送 +5.0% 重量品輸送 +10.0%
燃料の高止まりにより、市中での給油を極力控え、割安な自家給油所で給油が増加している。前年同比+10%。

タクシー 令和10年まで暫定的に新規参入が導入されていますが、組合員数の増加までにはいたらず平行線をたどることとなりました。5年前と比較すると13%減少します。組合員数の減少は今後も大きな課題となります。

放課後等デイサービス

(1)解約率の低減と売上の増加
福祉サービス利用者の解約率が低減しており、キャンセル率が5%以下であれば、放課後等デイサービスの運営は安定します。キャンセルの主な要因は感染症による欠席ですが、今月は前年度と比較して感染症の発生が大幅に減少しているため、結果として売上高の増加につながっています。
(2)人材不足の深刻化
現在、業界全体で人材不足が深刻化しており、施設運営に必要な人員の確保が困難な状況が続いています。この影響により、以下の課題が生じています。必要な人員を確保できず、人員配置や職員の配置加算を取得できない施設が増加、その結果、売上が減少している放課後等デイサービスが散見される。このように、感染症の減少により売上が増加傾向にある一方で、人材不足が経営の安定化を阻む大きな課題となっています。

不動産 2月、3月の繁忙期は賃貸を中心にかなり活発な不動産業界で、潤った感があつた。

質屋 3月については四半期の締めと新生活の準備があつてか、質屋を利用してくださる方が増えています。その為、3月に利益に結びつくことは少ないのですが、4月以降に利益として帰ってくると思います。20代の若い人たちの新規客が増えています。昭和の時代に存在した、質屋への暗いイメージを若い世代は知らないのも理由かと思われます。

組合運営に関するよくある質問に、本会の無料個別専門相談を担当している、弁護士、税理士・公認会計士・社会保険労務士の先生方がわかりやすくお答えします！

組合 Q & A 第92回



横浜北仲通り法律事務所
弁護士
池田賢史 先生

Q. 代表理事Aが病気のため業務を続けるのが難しく、副理事長に代表理事・理事の辞任届を提出しました。当組合は、理事が一人辞めてしまうと定款の理事定数を割ってしまいます。この場合、Aには、次の代表理事や新しい理事が決まるまでは残任義務があると思いますが、組合が新しい理事・代表理事を決めようとしなかった場合や、決めようとしたが誰もやる人がいない場合でも、辞任届を提出した代表理事に残任義務はあるのでしょうか。また、仮に辞任届を提出したが新しい代表理事・理事が決まらずそのまま組合が活動を続けた場合で、対外的なトラブルが起こった場合、代表理事に責任が発生してしまうのでしょうか。

A.

先日、中央会の職員の方から受けた質問です。多くの協同組合で同じような問題で悩まれているということでしたので、考えていきたいと思えます。

① 協同組合の代表理事には、二重の残任義務が課されています。

一つは組合法36条の8第5項に基づく代表理事としての残任義務、もう一つは組合法36条の2に基づく理事としての残任義務です。

設問のAは、定数の理事が選任されるまでは理事として残任する義務があると同時に、新しい代表理事が選任されるまで理事長として残任しなければなりません。とはいえ、この残任義務は、役員としての任期(2年以内において定款で定める期間。組合法36条1項)自体を延ばす規定ではありません。このことは、中小企業等協同組合法逐条解説第二次改訂版181ページにも明記されています。理事あるいは代表理事の残任義務は、あくまでも、理事としての任期中の問題、ということになります。

したがって、設問の場合、Aは、辞任届を提出したとしても、理事としての任期が残っている期間中は、もう一人の理事が選任され、さらには新しい代表理事が選定されるまでは、代表理事として残任義務があります。逆に言えば、Aの理事としての任期が終了した場合には、代表理事は理事の中から選定されなければなりませんので(組合法36条の8第1項)、Aには代表理事としての残任義務も、理事としての残任義務もなくなります。

② ところで、とある他県の中央会のHPに「会社法976条22号の罰則は、法律又は定款所定の取締役の員数の最低限を割った場合のみ適用され、法律又は定款所定の最低員数の取締役が存在している場合は、株主総会において実際上選任されている員数を欠いても適用されない。他方で、中小企業協同組合法第35条7項では、一定の範囲内(下限の1/3を超えない範囲)において補充義務を免除している。

本来、補充義務と残任義務とは表裏一体の関係にあり、一方を免除し一方のみを課するのは妥当とはいえない。また、補充義務だけを免除し、残任義務を課す合理的な理由も考えられない。以上の理由から、辞任者について残任義務はないものと判断される。」として、協同組合では、定款所定の理事定数を割ったとしても、定数の3分の1を下回らなければ組合に理事を補充する義務はなく、理事にも残任義務がないという弁護士見解が載っています。

しかしながら、組合法35条7項は、同条第4項において、理事定数の3分の1までは員外理事とすることが認められていることにかんがみ、組合員理事者が3分の1を超えて欠けたとすると、理事総数のうち、組合員理事者の数を員外理事の数が上回ってしまう場合が出てきて不都合となる恐れがあることから「3か月以内」という時間制限を設定して理事の欠員補充を義務づけた点にあり、決して定数の3分の1を超えた欠員が出るまで補充義務が発生しないことを規定したのではないと解すべきです。

理事定数を下回った場合には早急に補充するべきであるが、特に、理事の欠員が3分の1を超えた場合には、3か月以内という期限を設定して補充義務を明確にしたということです。上述の弁護士見解は間違っているというべきでしょう。

③ では、理事の補充義務に反して、組合が新しい理事・代表理事を決めようとしなかった場合や、決めようとしたが誰もやる人がいない場合でも、辞任届を提出した代表理事に残任義務はあるのでしょうか。

また、仮に辞任届を提出したが新しい代表理事・理事が決まらずそのまま組合が活動を続けた場合で、対外的なトラブルが起こった場合、代表理事に責任が発生してしまうのでしょうか。

どちらも、理事としての任期中の問題であるということをお前提に考えたいと思えますが、この点については、紙面の都合上、私の次回の執筆で詳述したいと思えます。

組合個別 専門相談

●通常相談は無料、秘密厳守●

次回日程

◎法律、税務・経理、労務

令和7年
6月4日(水)

「zoom」による
オンライン相談
もできます。

午後1時～4時 本会会議室にて

●電話予約をお願いします。 本会 組合支援部 TEL:045-633-5132



『かながわの名産

100選』より

逸品の今



#92 東海道の鱒の押し寿司

相模湾で多くとれていた小鱒を関西風に押し上げて仕上げの押し寿司として発売したのが始まり。100年以上も続く、東海道を代表する名物駅弁。

こちらのコーナーは「かながわの名産100選」より抜粋しています。
「かながわの名産100選」は県HP (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ya3/cnt/f300096/>)でもご覧になれます。

記事に関するお問合せはこちら
神奈川県 文化スポーツ観光局
観光課 国内プロモーショングループ
TEL: 045-210-5767(直通)

編集後記



5月号より久しぶりに担当に戻ってきました。前回担当していた頃は推しのロードレーサーが引退して競技を転向した時期だったのですが、最近その推し選手は社交ダンスに転向したので私も社交ダンスを勉強しています。

最後まで応援すると決めたので頑張っについていこうと思います。

担当者 K

情報募集

『商工神奈川』に
組合の情報を掲載しませんか？

- ★イベントの告知をしたい
- ★組合の事業を紹介したい
- ★取材に来てほしい



お気軽にお問合せ下さい！

【組合の情報掲載に関するお問合せ】
業務推進部 TEL:045-633-5131
もしくは組合担当者まで

労働保険のお知らせ

令和7年度・労働保険(労災保険・雇用保険)の
年度更新期間は、

6月2日(月)~7月10日(木)です。

《年度更新申告書は、5月末頃に発送予定です》
正しい申告のために…早目にご準備を。

詳しい内容はこちらから▶



労働保険料の申請は便利な電子申請で！▶

検索 労働保険の電子申請

お問い合わせは
神奈川県 労働局 総務部 労働保険徴収課……電話045-650-2803

経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命



従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

団体扱* (月払)の場合、
一般扱(口座振替月払等)で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクに
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



- * 団体扱とは、神奈川県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」および神奈川県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の代理店・扱者として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社

横浜支社 〒221-0056 神奈川県横浜市神奈川区金港町1-4 横浜イーストスクエア9F TEL:045-345-4201

横浜北支社 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-7-3 リーフスクエア新横浜ビル8F TEL:045-474-4780

湘南支社 〒251-0025 神奈川県藤沢市鵠沼石上1-5-4 ISM藤沢6F TEL:0466-23-3721

町田支社 〒194-0022 東京都町田市森野1-7-23 大樹生命町田ビル4F TEL:042-722-6368

<https://www.taiju-life.co.jp/>

大樹-KB-2023-432 (損保)A-2023-112 (2023.9)
R-2023-1009 (2023.9)

「ともに」を、 あたらしく。



企業の未来を支えていく。日本を変化につよくする。

安心と豊かさを生み出すパートナーとして、ともに考え、ともに創り、ともに変わりつづける。



神奈川営業部 横浜支店 川崎支店 横浜西口支店

〒231-0003 横浜市中区北仲通4-40

TEL:045(201)3952

簡易で即効性のある
省力化投資に

カタログ注文型

補助率
1/2 以下

補助上限額
最大 1,500 万円

補助対象となる事業

中小企業などが省力化製品を対象製品のリスト（カタログ）から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率 3%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。



補助率と補助上限額

随時申請
受付中

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な値上げを行う場合
5名以下	1/2 以下	200万円	300万円
6~20名		500万円	750万円
21名以上		1,000万円	1,500万円

※各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能です。

人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しする補助金が

さらに活用しやすくなりました！

中小企業 省力化投資 補助金

公募要領・詳しい資料は

↓HPへ↓



事業内容に合わせて多様な
設備やシステムが導入できる

一般型

補助率※¹
中小企業 1/2 以下 | 小規模・再生 2/3 以下

補助上限額
最大 1 億円

補助対象となる事業

中小企業などが省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性 年平均成長率 4%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。



補助率と補助上限額

公募回制
詳しくはHPで確認

従業員数	補助率※ ¹	補助上限額	大幅な値上げを行う場合
5名以下	中小企業	750万円	1,000万円
6~20名	1/2	1,500万円	2,000万円
21~50名	以下	3,000万円	4,000万円
51~100名	小規模・再生	5,000万円	6,500万円
101名以上	2/3 以下	8,000万円	1億円

※¹補助金額 1,500万円までは 1/2 以下もしくは 2/3 以下
(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は 1/3 以下。



〒231-0015
横浜市中区尾上町5丁目80番地
神奈川中小企業センター9階
TEL (045)633-5131
FAX (045)633-5139



<https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>



JR 関内駅北口 徒歩5分
横浜市営地下鉄関内駅 徒歩3分
みなとみらい線馬車道駅 徒歩7分

発行／神奈川県中小企業団体中央会

商工神奈川5月号 通巻809号 令和7年5月15日発行(毎月15日発行)